

## 農業者等による協議の結果の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年12月6日

宮崎市長 清山 知憲

## 1 協議の場を設けた区域の範囲

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 1 大島（大宮5）         | 6 吉村・浮之城（櫛3）     |
| 2 西島之内（住吉4）       | 7 金崎（北4）         |
| 3 浮田（生目1）         | 8 片瀬原（佐土原）       |
| 4 生目（生目2）         | 9 下山・浜松・明神山（佐土原） |
| 5 椎屋形、たぶの木（生目3-2） |                  |

## 2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年11月2日

## 3 当該区域における農業において、中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

地区名	経営体数	地域の中心となる経営体（担い手）数			
		認定 農業者	認定新規 就農者	認定農業 法人	集落 営農
大島（大宮5）	7	3	0	0	0
西島之内（住吉4）	15	13	1	0	0
浮田（生目1）	27	13	2	0	0
生目（生目2）	14	1	0	0	0
椎屋形、たぶの木（生目3-2）	17	11	1	0	0
吉村、浮之城（櫛3）	10	5	0	0	0
金崎（北4）	13	9	0	1	0
片瀬原（佐土原）	21	15	0	3	0
下山、浜松、明神山（佐土原）	48	26	3	4	0

※複数地区で営農している場合は重複があります。

揭示終了 令和5年1月5日

4 当該区域における農業の将来のあり方

地区名	当該区域における農業の将来のあり方 (中心経営体への農地の集約化に関する方針)
大島 (大宮 5)	<p>当地区内の農地管理を2～3経営体に集約しており、今後も中心経営体が農業経営を維持し、農地を守ることを基本とする。                      土地利用型作物の農業振興に取り組まないと、これからは農地を守る人材はいなくなると思われる。                      飼料作物、加工用米等(水田活用の直接支払)の交付金が維持されなくなった場合は、離農がさらに懸念される。</p>
西島之内 (住吉 4)	<p>中心経営体が農業経営を維持し農地を守ることを基本とするが、今後とも話し合いを継続する。                      将来的には、農作業受託法人として、機材を共有することも検討する。</p>
浮田 (生目 1)	<p>集約化を進めると省力化に繋がると思われるが、畔を取り除く事に関する諸問題も生じる。                      新規作物を導入するにも、基盤整備が必要不可欠である。                      大型機械が入れるような農地を作りたい。                      農地中間管理機構の活用を図るなどの検討が必要と思われる。</p>
生目 (生目 2)	<p>法人化して集積・集約するという話が、他の地区では出ているかもしれないが生目地区では無理だと思われる。                      地域全体の課題として今後検討していく。</p>
椎屋形、たぶの木 (生目 3 - 2)	<p>水田が分散錯圃になっているため、集積・集約をしたほうが担い手にも都合が良い。</p>

地区名	当該区域における農業の将来のあり方 (中心経営体への農地の集約化に関する方針)
吉村・浮之城（檜3）	地域全体の営農者数を、極力減少させないことを目標にしていきたい。
金崎（北4）	当地区内の農地について、面的な基盤整備を行い、中心経営体が効率的な水田営農を行えるようにすることを目指す。 特に、畜産農家からは飼料用作物向けの集約を望む声がある。
片瀬原（佐土原）	補助事業等の活用のために農地中間管理機構への貸し付けに理解を示す農地所有者は、農地中間管理機構への貸し付けを検討する。
下山、浜松、明神山（佐土原）	各ほ場の面積が狭く、点在して作業効率が悪いことから、農地の交換や、集積・集約化も視野に入れて検討する。 農地の耕作者が経営中止、又は亡くなるなどした場合、施設の承継や産地の維持が図れるように中間管理機構の活用を検討する。 補助事業等の活用のために農地中間管理機構への貸し付けに理解を示す農地所有者は、農地中間管理機構への貸し付けを検討する。

5 農地中間管理機構の活用方針

地区名	活用方針
大島（大宮5）	話し合い活動による意見なし。
西島之内（住吉4）	話し合い活動による意見なし。
浮田（生目1）	農地中間管理機構の活用を図るなどの検討が必要と思われる。
生目（生目2）	話し合い活動による意見なし。
椎屋形、たぶの木（生目3-2）	話し合い活動による意見なし。
吉村・浮之城（櫛3）	将来的には、農地中間管理機構の活用も検討していきたい。
金崎（北4）	話し合い活動による意見なし。
片瀬原（佐土原）	現状、農地中間管理事業の活用は考えていないが、地域で農地利用のあり方について話し合いをする際に、併せて農地中間管理事業への取組みについても検討する。
下山、浜松、明神山（佐土原）	本地区には農地が狭かったり、農道の不整地に苦慮している農家が複数いるため、今後は地区内での勉強会を行うなどし、基盤整備事業を含め、中間管理事業の活用を検討する。